

宗教的輸血拒否に対する診療方針

南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター、吉野病院および五條病院（以下、「企業団」）は、宗教上の理由により輸血を拒否する患者様に対する診療方針を次のとおりとします。

【診療方針】

「企業団では患者本人の意思を尊重することを基本とするが、人命を優先した治療を行うため輸血を行います。」

【診療方針に対する基本的な考え方】

企業団では、宗教上の理由により輸血を拒否される患者様の思想や自己決定権については最大限尊重し、患者様が希望される代替療法についても検討します。しかし、輸血療法が救命のため必要不可欠であると判断した場合は、企業団理念に則り、輸血療法を行うこととします。この考え方は、患者様の年齢や判断能力の有無にかかわらず適用し、企業団における宗教的理由により輸血を拒否される患者様に対する診療の基本方針とします。

【具体的対応】

1. 待機的手術等における輸血について

観血的な検査や手術となることが予見され、輸血療法の可能性が見込まれる場合、主治医は患者様及び代諾者に対して企業団の方針を十分説明し、同意を得られるよう努めます。同意が得られた場合は同意書を徴収の上、治療を実施しますが、同意を得られない場合は他院での治療をお勧めします。

2. 救急医療など緊急時における輸血について

主治医は、緊急時であって輸血療法以外に救命や重篤な後遺症の残存を避ける治療法がないと判断した場合は、輸血治療を実施します。この場合、可能な限り患者様及び代諾者の同意を得ることとし、たとえ輸血拒否の意思表示がなされても、輸血が必要不可欠と判断した場合は輸血治療を実施します。

* 緊急時とは

- ・ 救急搬送された患者様であって、輸血療法のみが救命のための治療法であると判断される場合
- ・ 患者様の急変や予定手術において、当初の想定と異なる予想外の事態が発生し、輸血療法のみが救命のための治療法であると判断される場合

3. 患者様やその家族、関係者から提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療」に同意する文書には、署名いたしません。

- * 「絶対的無輸血治療」とは、患者様の意見を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方